

## 鳥取県告示第 823 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字大佐白口1115の1、字大佐白1116の4、字梨木谷1118の3、1118の4、1118の7、字野目利谷1120の2（次の図に示す部分に限る。）、字奥佐美山1127、字柿木谷1139の1（次の図に示す部分に限る。）、字宇野田山1141の1、1143の1、字岡谷1155、字岡谷山1158の3、字居住谷1160、1162、字上西野1163の1、1163の2、1164

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）